

令和4年度の建設工事等に係る入札・契約制度の改正等について

建設産業課

I 趣旨

「広島県建設産業ビジョン2021」に基づく、「確かな競争力を発揮する建設産業」「担い手確保と働き方改革」「建設産業の生産性向上」「災害時に力を発揮する建設産業」の4分野における具体的な取組を進めていくため、次のとおり制度改正等を行う。

II 改正内容等

建設工事に係る改正

- 1 予定価格の事後公表の拡大【令和4年6月～】** (P3)
建設工事に係る予定価格を事後公表する対象工事を拡大することとし、建設工事における適正な見積り及び競争を促進する。
- 2 週休2日モデル工事等の改正【令和4年6月～】** (P4)
「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、週休2日の取組を進める。
- 3 快適トイレモデル工事の改正【令和4年6月～】** (P6)
「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、快適トイレを現場に設置し、労働環境の改善を図る。
- 4 ICT活用工事の拡大【令和4年6月～】** (P7)
「建設産業の生産性向上」の実現に向け、ICT活用工事の適用工種の拡大、「受注者希望型」の導入、簡易型ICT活用工事の導入を行う。
- 5 建設工事に係る総合評価落札方式の改正【令和4年6月～】** (P9)
総合評価落札方式の評価項目等について、生産性の向上や担い手の確保・育成を考慮した内容へ改正し、価格と品質で総合的に優れた調達の一層の推進を図る。
- 6 低入札価格調査制度の強化【令和4年6月～】** (P16)
透明性の高い市場環境の整備を図るため、低入札価格調査制度を改正し、適正な競争と工事品質を確保する。
- 7 建設キャリアアップシステム活用推奨工事の導入【令和4年6月～】** (P17)
技能労働者の確保・育成と処遇の改善の促進に向け、建設キャリアアップシステムについて、活用を条件とした入札を行う。
- 8 工事成績条件付き一般競争入札の改正【令和4年6月～】** (P18)
広島県土木建築局が発注する建設工事について、工事成績の実績を要件とした「工事成績条件付き一般競争入札」を改正し、優良な県内企業の受注機会の確保を図る。
- 9 優良建設工事等表彰制度の改正【令和4年6月～】** (P19)
県内に本店を有する業者が施工した優良建設工事を対象に実施している表彰制度について、要件項目を変更する。

測量・建設コンサルタント等業務に係る改正

- 10 **業務に係る総合評価落札方式の改正**【令和4年6月～】 (P20)
総合評価落札方式の評価項目等について、総合評価落札方式の評価項目を一部改正し、価格と品質で総合的に優れた調達のさらなる推進を図る。
- 11 **管理技術者の兼務制限の緩和**【令和4年6月～】 (P22)
測量・建設コンサルタント等業務の円滑な執行を目的に、管理技術者の兼務制限を緩和する。

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務共通の改正

- 12 **C I M推進モデル業務の試行拡大及びC I M活用工事の開始**【令和4年6月～】 (P23)
「建設産業の生産性向上」の実現に向け、建設現場の生産性向上を図るため、C I Mモデル工事を導入する。
- 13 **契約締結手続き期間の見直し**【令和4年6月～】 (P24)
建設工事の入札契約の円滑化を図るため、契約手続き期間の5日間について、休日を除く取扱いとする。
- 14 **工事（業務）費内訳書の改正**【令和4年6月～】 (P25)
電子入札システムを利用した入札参加資格者に対し、提出書類の内容を簡略化し分かりやすい仕組みに改善を図る。

入札参加資格認定等に係る改正

- 15 **令和5・6年度の建設工事等の入札参加資格認定に係る主観的事項** (P30)
令和5年度及び令和6年度において、県が発注する建設工事等に係る入札参加資格認定に係る主観的事項の追加等を行う。
- 16 **令和5・6年度の測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格認定に係る主観的事項** (P31)
令和5年度及び令和6年度において、県が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格認定に係る主観的事項の追加等を行う。

1 予定価格の事後公表の拡大について

1 趣旨

建設工事に係る予定価格を事後公表する対象を拡大することとし、建設工事におけるより適正な競争を促進する。

2 内容

次のとおり、予定価格を事後公表する対象工事を拡大する。

改正前		改正後	
設計金額	入札参加資格	設計金額	入札参加資格
1.5億円以上	・土木一式工事 ・建築一式工事	1.5億円以上	・土木一式工事 ・建築一式工事 ・ <u>プレストレストコンクリート工事</u> ・ <u>電気工事</u> ・ <u>管工事</u>
5億円以上	・上記以外		・ <u>機械器具設置工事</u> ・ <u>電気通信工事</u>
		5億円以上	・上記以外

3 今後の予定

次年度以降、対象工事を拡大

4 施行期日

令和4年6月1日以降に指名・公告する工事から実施

(対象部局：全部局)

2 週休2日モデル工事等について

1 趣旨

「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、週休2日の取組を進める。

2 内容

(1) 土木建築局（営繕課を除く）

ア 「週休2日モデル工事」の発注者指定型の適用拡大

請負対象設計金額5千万円以上の工事（緊急対応工事など現場閉所が困難な工事，又は，工期が短く，対象期間が2週間未満となる工事等は除く）は，原則，発注者指定型の「週休2日モデル工事」として実施する。

イ 「週休2日交替制モデル工事」の推進

「週休2日モデル工事」での発注が困難な工事は，技術者や技能労働者ごとに週休2日に取り組む「週休2日交替制モデル工事」を受注者希望型で実施する。

(2) 土木建築局（営繕課）

土木建築局営繕課における「週休2日モデル工事」の導入

新築工事については，原則，発注者指定型の「週休2日モデル工事」として実施し，新築工事以外は，受注者希望型の「週休2日モデル工事」として実施する。

(3) 農林水産局

「週休2日モデル工事」に係る受注者希望型の適用拡大

請負対象設計金額5千万円以上の工事（緊急対応工事など現場閉所が困難な工事，又は，工期が短く，対象期間が2週間未満となる工事等は除く）は，受注者希望型の「週休2日モデル工事」として実施する。

3 施行期日

令和4年6月1日以降に指名・公告する工事から実施

2（2）については，令和4年4月1日以降に指名・公告する工事から実施

（対象部局：農林水産局，土木建築局，商工労働局，企業局）

【参考】

※下線部は、令和4年度改正箇所

	週休2日モデル工事	週休2日交替制モデル工事
週休2日の考え方	工期内の対象期間において、週休2日相当の現場閉所を行ったと認められること。 ※現場閉所が困難な工事はモデル工事の対象外 ※現場閉所とは、対象期間内において、1日を通して、現場事務所での内業を含むいずれの現地作業も実施していない日	工期内の対象期間において、現場に従事した全ての技術者、技能労働者の休日率の平均が週休2日相当であったと認められること。 ※休日率(%)＝技術者・技能労働者の休日日数÷対象期間
対象期間	工事着手する日（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間※は含まない）までとし、次の期間は対象期間から除く。 1 年末年始6日間及び夏季休暇3日間 2 工場製作のみが行われている期間 3 災害時の緊急対応等、受注者の責によらず現場を一時中止する期間 ※土木工事標準積算基準書（参考資料編）に記載の後片付け日数以上を確保すること	

「週休2日モデル工事」の補正係数（R3.6～）		
4週6休以上4週7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上4週8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	週休2日（4週8休以上） (28.5%以上)
労務費 1.01	労務費 1.03	労務費 1.05
機械経費（賃料） 1.01	機械経費（賃料） 1.03	機械経費（賃料） 1.04
共通仮設費 1.02	共通仮設費 1.03	共通仮設費 1.04
現場管理費 1.03	現場管理費 1.04	現場管理費 1.06

「週休2日交替制モデル工事」の補正係数（R3.6～）		
4週6休以上4週7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上4週8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	週休2日（4週8休以上） (28.5%以上)
労務費 1.01	労務費 1.03	労務費 1.05
現場管理費 1.01	現場管理費 1.02	現場管理費 1.03

※補正係数については、令和4年8月に改正予定

3 快適トイレモデル工事について

1 趣旨

「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、快適トイレを現場に設置し、労働環境の改善を図る。

2 内容

(1) 土木建築局

ア 発注者指定型の適用拡大

請負対象設計金額5千万円以上の工事（災害復旧工事を除く）は、発注者指定型として原則実施する。

イ 受注者希望型の適用拡大

発注者指定型を除く工事（災害復旧工事を除く）は、受注者希望型として実施する。

(2) 農林水産局

受注者希望型の適用拡大

請負対象設計金額5千万円以上の工事（災害復旧工事を除く）は、受注者希望型として原則実施する。

3 施行期日

令和4年6月1日以降に指名・公告する工事から実施

（対象部局：農林水産局，土木建築局，商工労働局，企業局）

【参考】快適トイレの仕様	
(1) 快適トイレに求める機能	(2) 付属品として備えるもの
ア 洋式便座 イ 水洗機能（簡易水洗，し尿処理装置付きを含む） ウ 臭い逆流防止機能（フラPPER機能） エ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等） オ 照明設備（電源がなくても良いもの） カ 衣類掛け等のフック付，又は，荷物置き場設備機能（耐荷重5kg 以上）	キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等） ケ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る） コ 鏡付きの洗面台 サ 便座除菌シート等の衛生用品
	(3) 推奨する仕様，付属品
	シ 室内寸法900×900mm 以上（面積ではない） ス 擬音装置（機能を含む） セ 着替え台 ソ 臭気対策機能の多重化 タ 室内温度の調整が可能な設備 チ 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）

※「(1) 快適トイレに求める機能」及び「(2) 付属品として備えるもの」は，現場に導入するにあたり必ず備えるものとする。

4 ICT活用工事の拡大について

1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向け、「ICT活用工事」の取組を拡大する。

2 内容

(1) 対象工事の拡大

一定規模以上の土工及び舗装工は、発注者指定型、受注者希望型に加え、新たに導入する発注者指定（簡易）型の何れかで発注する（次の図を参考に発注型式を選定）。

なお、令和5年度以降は、順次、発注者指定型の拡大を行い、更なるICT活用工事の拡大を図る。

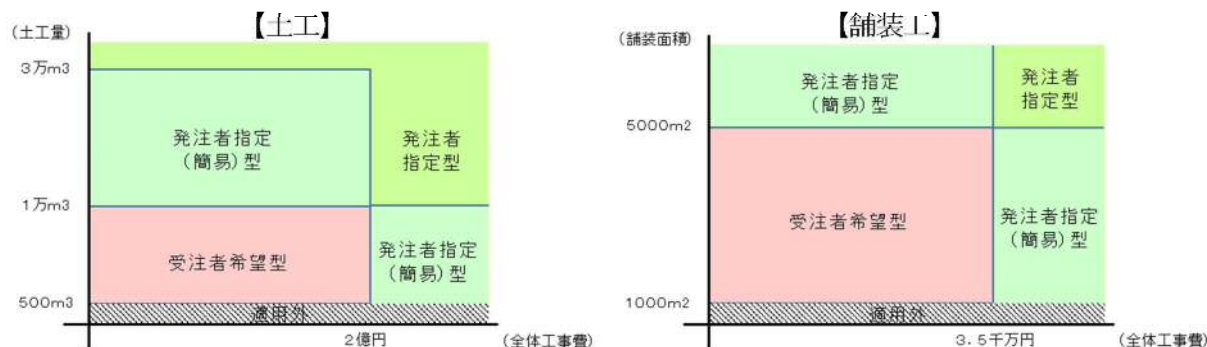


図 発注型式イメージ

ICT活用工事	簡易型ICT活用工事
(1)～(5)の全ての段階でICT施工技術を活用する。 (1) 3次元起工測量 (2) 3次元設計データ作成 (3) ICT建設機械による施工 (4) 3次元出来形管理等の施工管理 (5) 3次元データの納品	(1)～(5)のうち、部分的にICT施工技術を活用する。 (1) 3次元起工測量【任意】 (2) 3次元設計データ作成【必須】 (3) ICT建設機械による施工【任意】 (4) 3次元出来形管理等の施工管理【必須】 (5) 3次元データの納品【必須】

発注型式の取扱い	
発注者指定型	ICT活用工事の実施が必須。
発注者指定（簡易）型	簡易型ICT活用工事の実施が必須。 契約後、ICT活用工事に変更することも可能。
受注者希望型	契約後、受注者の希望により、ICT活用工事又は簡易型ICT活用工事を実施することが可能。

(2) 適用工種の拡大

土工及び舗装工に加え、適用工種を次のとおり追加する。

また、関連工種となる作業土工（床掘）等も受注者からの提案（協議）により実施することを可能とする。

令和4年6月から開始する適用工種
法面工、舗装修繕工（切削オーバーレイ工）、地盤改良工、河川浚渫工（バックホウ浚渫船による浚渫工）、構造物工（橋台、RC橋脚工）

3 施行期日

令和4年6月1日以降に指名・公告する工事から実施

（対象部局：土木建築局（営繕課を除く））

農林水産局におけるＩＣＴ活用工事の試行について

1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向けて、広島県農林水産局においても「ＩＣＴ活用工事」の試行を開始し、労働力不足の解消や限りある人材の有効活用を図るとともに、建設現場の生産性向上と魅力ある建設現場を目指す。

2 内容

施工プロセスの全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用する「ＩＣＴ活用工事」と、部分的にＩＣＴ施工技術を活用する「簡易型ＩＣＴ活用工事」を導入する。

3 対象工事

試行要領を定め、「広島県の調達情報」において公表する。

4 施行期日

令和4年8月1日以降に公告する工事から実施

ＩＣＴ活用工事とは	簡易型ＩＣＴ活用工事とは
次の（１）～（５）の <u>全ての段階</u> でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事とする。 （１） ３次元起工測量 （２） ３次元設計データ作成 （３） ＩＣＴ建設機械による施工 （４） ３次元出来形管理等の施工管理 （５） ３次元データの納品 【必須】	次の（１）～（５）のうち、 <u>部分的に</u> ＩＣＴ施工技術を活用した工事を簡易型ＩＣＴ活用工事とする。 （２）、（４）及び（５）の実施は必須とし、（１）及び（３）の実施は任意とする。 （１） ３次元起工測量 【任意】 （２） ３次元設計データ作成 【必須】 （３） ＩＣＴ建設機械による施工 【任意】 （４） ３次元出来形管理等の施工管理 【必須】 （５） ３次元データの納品 【必須】

※ＩＣＴ（Information and Communication Technology）は「情報通信技術」の略

（対象部局：農林水産局）

5 建設工事に係る総合評価落札方式について

1 趣旨

「確かな競争力を発揮する建設産業」, 「担い手確保と働き方改革」の実現に向けて, 総合評価落札方式の評価項目について, 生産性の向上や担い手の確保・育成を考慮した内容へ改正し, 価格と品質で総合的に優れた調達環境の整備を図る。

2 評価項目の改正点

(1) 企業の施工能力「ICT活用工事の施工実績」の追加

建設現場の生産性の向上を目指し, ICT活用工事の普及拡大を図るため, これまでの「情報化施工技術の活用」に代わり, 過去2年間に完成した公共工事等が発注した工事で, 「ICT活用工事の施工実績」がある者を加点评価する。

当該工事をICT活用工事（ICT法面工は除く）で発注する工事を評価対象として設定するものとし, 実績として評価する工事は, 当該工事と同じ業種で発注されたICT活用工事又は簡易型ICT活用工事（中国Light ICT工事を含む）とする。

令和4年6月1日以降に公告する工事		
ICT活用工事の施工実績	ICT活用工事の施工実績あり	1.0点
	簡易型ICT活用工事（中国Light ICT工事を含む）の施工実績あり	0.5点
	施工実績なし	0.0点

ICT活用工事とは	簡易型ICT活用工事とは
次の(1)～(5)の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。	次の(1)～(5)のうち, (1)及び(3)の実施を選択することができ, ICT施工技術を部分的に活用することを簡易型ICT活用工事とする。
(1) 3次元起工測量 (2) 3次元設計データ作成 (3) ICT建設機械による施工 (4) 3次元出来形管理等の施工管理 (5) 3次元データの納品 【必須】	(1) 3次元起工測量【選択】 (2) 3次元設計データ作成【必須】 (3) ICT建設機械による施工【選択】 (4) 3次元出来形管理等の施工管理【必須】 (5) 3次元データの納品【必須】

(対象部局：農林水産局, 土木建築局（営繕課を除く）, 商工労働局, 企業局)

(2) 配置予定技術者の能力「優秀技術者の表彰」における若手優秀技術者表彰の追加

若手技術者の確保、育成を図るため、これまでの「優秀技術者の被表彰者」に加え、「若手優秀技術者の被表彰者」を加点评価する。

「若手優秀技術者の被表彰者」を評価項目とする対象工事は、土木一式工事とする。

令和4年6月1日以降に公告する工事		
主任（監理）技術者が優秀技術者又は若手優秀技術者の被表彰者に該当	優秀技術者の被表彰者に該当	1.0 点
	若手優秀技術者の被表彰者に該当（土木一式工事のみ選択）	0.5 点
	該当なし	0.0 点

「優秀技術者・若手優秀技術者の表彰」の評価対象年度

優秀技術者	公告日	R3. 9. 1～R4. 8. 31	R4. 9. 1～R5. 8. 31
	対象年度	令和元， 2， 3 年度表彰	令和3， 4 年度表彰
若手優秀技術者	公告日	R4. 6. 1～R4. 8. 31	R4. 9. 1～R5. 8. 31
	対象年度	令和3 年度表彰	令和3・4 年度表彰

（対象部局：農林水産局，土木建築局（営繕課を除く），商工労働局，企業局）

(3) 企業の施工能力「建設キャリアアップシステムの活用」の適用拡大

技能労働者の確保・育成と処遇改善に向け、設計金額に関わらず、建設キャリアアップシステムを当該現場で活用する者を加点评価する。

「建設キャリアアップシステムを活用する」とは、建設現場にカードリーダーを設置し、技能労働者の日々の就業履歴を蓄積するとともに、作業員名簿や施工体制の作成等の現場管理にシステムを活用することをいう。

令和3年6月1日以降に公告する工事		
建設キャリアアップシステムの活用	活用する	1.0 点
	活用しない	0.0 点

（対象部局：農林水産局，土木建築局，商工労働局，企業局）

(4) 地域貢献「広島県公共土木施設災害支援制度に基づく活動実績の有無」の削除

広島県公共土木施設災害支援制度の廃止に伴い、評価項目から削除する。

（対象部局：農林水産局，土木建築局，企業局）

(5) 施工体制評価の対象工事の変更

設計金額5億円以上の工事は、低入札価格調査の強化及び工事中の施工体制等の確認によりダンピング対策を講じることに伴い、評価項目から削除する。

（対象部局：農林水産局，土木建築局，商工労働局，企業局）

3 評価方法の改正点

- (1) 企業の施工能力「工事成績の平均（最高）点」、配置予定技術者の能力「工事成績の平均（最高）点」における評価対象期間の変更

令和3年度に引き続き、評価対象期間を1年延長する。

例 企業の施工能力「工事成績3件の平均点」の評価対象期間

公告日	R3. 4. 1～R4. 3. 31	R4. 4. 1～R5. 3. 31	R5. 4. 1～R6. 3. 31
評価対象期間	平成28年4月1日から 公告日の前日まで (5年)	平成29年4月1日から 公告日の前日まで (5年)	令和元年4月1日から 公告日の前日まで (4年)

(対象部局：農林水産局，土木建築局，商工労働局，企業局)

- (2) 配置技術者の能力「継続教育（CPD）」における評価対象年度の変更

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により，継続教育（CPD）の単位取得が困難であったことから，令和3年度に引き続き，評価対象年度を1年延長する。

例 配置技術者の能力「継続教育（CPD）」の評価対象期間

公告日	R3. 4. 1～R4. 3. 31	R4. 4. 1～R5. 3. 31
評価対象期間	平成30年4月1日から 令和3年3月31日まで (3年)	平成31年4月1日から 令和4年3月31日まで (3年)

(対象部局：農林水産局，土木建築局，商工労働局，企業局)

4 その他

(1) 技術提案に係る概算工事費（増加分）の根拠資料の提出

技術提案の履行の確実性を担保するため、技術提案に係る概算工事費（増加分）について、その工事費の内訳を技術提案書に記載することとする。

(技術提案書)

■品質に関する課題		〇〇〇について				
提案は下表にて作成すること。						
No.	評価の視点 (提案目的)	提案項目	提案内容	標準案との相違点	概算工事費 (増加分) (千円)	期待される効果及び 提案の確実性
	●●●に関する工夫				400 千円	

(概算増加工事費の根拠事例)

例 1 標準案に対して、材料等を変更する提案の場合

項目	規格	数量	単位	単価	金額
(標準) 〇〇〇 (材料)	〇〇〇	100	m3	3,000	300,000
(提案) △△△ (材料)	△△△	100	m3	7,000	700,000
概算増加工事費					400,000

例 2 標準案に対して、工法等を変更する提案の場合 (過去事例から算出する場合)

項目	規格	数量	単位	単価	金額
(過去事例)	令和〇年度 主要地方道〇〇線 道路改良工事 (〇工区)				
〇〇工法	15,300,000 円 ÷ 1000m3 = 15,300 円/m3				
(標準) 〇〇工法		500	m3	10,000	5,000,000
(提案) 〇〇工法		500	m3	15,300	7,650,000
概算増加工事費					2,650,000

(対象部局：農林水産局，土木建築局，商工労働局，企業局)

(2) 技術提案に係る提案書の記載の条件

技術提案に係る提案書について、次のとおり記載の条件を設定する。

- ①文字の大きさ：9ポイント以上。
- ②1視点あたりの枚数：A4 用紙 3 枚以内 (図表やカタログ等の参考資料も含む)。
- ③図表やカタログ等：文字の大きさは問わないが、読み取り可能な大きさ。

(対象部局：農林水産局，土木建築局，商工労働局，企業局)

(3) 特殊設備工事の取扱い

特殊設備工事（トンネル設備工事，排水機場ポンプ（機械）設備工事，ダム管理制御設備工事その他これらに類する工事）における総合評価落札方式の取扱いについては，広島県建設工事総合評価落札方式実施要領を適用する。

（対象部局：土木建築局）

5 施行期日

令和4年6月1日以降に公告する工事から実施

3（1），（2）については，令和4年4月1日以降に公告する工事から実施

令和5年6月1日以降に公告する工事における改正点（予定）

○ 配置予定技術者の能力「ICT活用工事の実績」を追加

ICT活用工事の品質確保のため，配置予定技術者において，公共発注機関が発注したICT活用工事に主任（監理）技術者又は現場代理人として従事した実績を加点評価する。

○ 令和5・6年度建設工事入札参加者名簿作成による災害復旧工事の受注実績の更新

令和5・6年度建設工事入札参加者名簿の作成にあたり，災害復旧工事の受注実績の評価対象期間を変更し受注実績を更新する。

	評価対象期間
令和3・4年度名簿	平成28年11月1日から令和2年10月31日
令和5・6年度名簿	平成30年11月1日から令和4年10月31日

※対象工事は，評価対象期間に引き渡しを受けた災害復旧工事等とし，応急復旧工事は対象外。

	実績評価2型	実績評価1型	技術評価2型	技術評価1型 (3億円未満)	技術評価1型 (3億円以上)
(1) 技術提案			8.0～11.0	8.0～15.0	16.0～27.0
① 品質に関する課題				(4.0)8.0	(8.0)16.0
② 施工に関する課題			(4.0)8.0	◎4.0	◎8.0
③ 工期設定の適切性（選択）			◎3.0	◎3.0	◎3.0
(2) 企業の施工能力	6.0～10.0	11.0～15.0	11.0～15.0	11.0～15.0	11.0～15.0
① 過去15年間の同種・同規模工事の施工実績		2.0	2.0	2.0	2.0
② 過去5年間の工事成績3件の平均点（過去5年間の工事成績の最高点※）※「実績評価2型」限定	3.0	6.0	6.0	6.0	6.0
③ 過去3年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
④ 登録基幹技能者の配置（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑤ 自社施工（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑥ 建設キャリアアップシステムの活用	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑦ 「広島県長寿命化活用制度」登録技術の活用実績の有無（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑧ ICT活用工事の実績の有無（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
(3) 配置予定技術者の能力	10.0～11.0	10.0～11.0	8.0～9.0	8.0～9.0	8.0～9.0
① 主任（監理）技術者の保有する専門資格（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
② 若手・女性技術者の配置	2.0	2.0			
③ 過去9年間の工事成績3件の平均点（過去6年間の工事成績の最高点※）※「実績評価2型」限定	1.0	3.0	3.0	3.0	3.0
④ 過去15年間の主任（監理）技術者の同種・同規模工事の施工経験の有無			2.0	2.0	2.0
過去15年間の主任（監理）技術者の同一業種の工事の施工経験の有無	2.0	2.0			
⑤ 過去15年間の主任（監理）技術者の同一業種の施工経験工事の従事役職	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑥ 過去3年間の継続教育（CPD）の取り組み	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑦ 主任（監理）技術者が過去3年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当※若手優秀技術者は土木一式のみ	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
(4) 地域の精通性	4.0	1.0	1.0	1.0	1.0
① 地域内における主たる営業所又は自社工場の有無 ※「自社工場」は（選択）	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
② 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績	2.0				
(5) 地域貢献の実績 (発注事務所管内での実績に限定)	2.0～8.0	1.0～3.0			
① 過去1年間のボランティア活動の実績の有無（マインド、ラブリバー制度認定）	2.0	1.0			
② 過去5年間の地域維持業務の受注実績【土木一式のみ】※昼夜問わず緊急対応が必要な業務（路線委託業務、除雪業務（凍結防止剤散布含む）及び防潮扉開閉業務）	◎2.0				
③ 過去4年間の災害復旧工事等の受注実績【土木一式のみ】	◎4.0	◎2.0			
(6) 施工体制評価	5.0	5.0	0～5.0	5.0	0～5.0
① 調査基準価格以上の場合加点。ただし、前年度に完了検査を受けた低入札工事の成績評価が全て良好であったものは調査基準価格以上の応札者と同様に加点。（選択）※5億円未満のみ	5.0	5.0	◎5.0	5.0	◎5.0
(7) 指名除外の状況	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
① 過去1年間における指名除外措置の有無	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
合 計	27.0～38.0	28.0～35.0	28.0～41.0	33.0～45.0	36.0～57.0
配 点（換算値）	50点換算	50点換算	60点換算	60点換算	70点換算

※各型式の評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※配点欄（ ）は(1)①、②において課題が2つ以上ある場合の配点とする。

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※WTO案件を含むJV工事の型式・評価項目等は別途決定する。

※成績点の評価対象期間の改正はR4.4からとし、表彰の評価対象期間の改正はR4.9からとする。

下線部は変更箇所

	地域維持型
(2) 企業の施工能力	5.0~7.0
① 過去5年間の工事成績の最高点	3.0
② 過去3年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0
③ 登録基幹技能者の配置〈選択〉	◎1.0
④ 自社施工〈選択〉	◎1.0
(3) 配置予定技術者の能力	8.0~9.0
① 主任(監理)技術者の保有する専門資格〈選択〉	◎1.0
② 過去6年間の工事成績の最高点	1.0
③ 過去15年間の主任(監理)技術者の同一業種の工事の施工経験の有無	2.0
④ 過去15年間の主任(監理)技術者の同一業種の施工経験工事の従事役職	2.0
⑤ 過去3年間の継続教育(CPD)の取組み	2.0
⑥ 主任(監理)技術者が過去3年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	1.0
(4) 地域の精通性	6.0~12.0
① 地域内における主たる営業所の有無【JV代表者又は単体企業】	3.0
② 地域内における主たる営業所の有無【JV代表者以外の構成員】	◎3.0
③ 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績【JV代表者又は単体企業】	3.0
④ 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績【JV代表者以外の構成員】	◎3.0
(5) 地域貢献の実績 (発注事務所管内での実績に限定)	2.0~8.0
① 過去1年間のボランティア活動の実績の有無(マイロード、ラブリバー制度認定)【JV代表者又は単体企業】	2.0
② 過去1年間のボランティア活動の実績の有無(マイロード、ラブリバー制度認定)【JV代表者以外の構成員】	◎2.0
③ 過去5年間の地域維持業務委託※の受注実績の有無【土木一式のみ】【JV代表者又は単体企業】 ※昼夜問わず緊急対応が必要な業務(路線委託業務、除雪業務(凍結防止剤散布含む)及び防潮扉開閉業務)	◎2.0
④ 過去5年間の地域維持業務委託※の受注実績の有無【土木一式のみ】【JV代表者以外の構成員】 ※昼夜問わず緊急対応が必要な業務(路線委託業務、除雪業務(凍結防止剤散布含む)及び防潮扉開閉業務)	◎2.0
(6) 指名除外の状況	-1.0
① 過去1年間ににおける指名除外措置の有無	-1.0
(7) 施工体制評価	5.0
① 調査基準価格以上で応札又は前年度に完成検査を受けた同一業種の低入札工事の成績評価が全て優良建設工事等の表彰の基準点以上	5.0
合 計	26.0~41.0
配 点(換算値)	50点換算

※評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※成績点の評価対象期間の改正はR4.4からとし、表彰の評価対象期間の改正はR4.9からとする。

6 建設工事に係る低入札価格調査制度等の改正について

1 趣旨

「確かな競争力を発揮する建設産業」の実現に向けた透明性の高い市場環境の整備を図るため、低入札価格調査制度を改正し、適正な競争と工事品質を確保する。

2 内容

設計金額 5 億円以上の工事及び重点調査の対象工事の低入札価格調査を強化する。

(1) 工事費の算出根拠の確認

施工実績等に基づいた適正な工事費が計上されていることを確認するため、工事費の内訳について、単価及び数量等の算出根拠を求めることとし、履行の確実性が確認できない場合や、資料に不備・不足がある場合は失格とする。

(2) 労働条件に係る誓約書の提出

元請業者が 1 次下請業者と 500 万円以上の契約を行う場合、賃金や各種保険等の労働条件が適正に確保されている下請業者であることをあらかじめ確認する旨の誓約書を、低入札価格調査時に求める。

(3) 工事中の労務監査の実施

工事中に社会保険労務士による労務監査を受けることとし、不誠実な対応の場合は、工事成績評点の減点や指名除外の措置を行う。

ア 受注者及び下請金額 500 万以上の 1 次下請業者を対象。

イ 工期が複数年に跨る場合は、年度毎に実施。

工期が単年度の場合は、進捗が概ね 50%の時点で実施。

ウ 指摘事項がある場合は、速やかに改善を行うとともに、報告書の提出を義務付け。

3 今後の予定

次年度以降、重点調査の対象を拡大

4 施行期日

令和 4 年 6 月 1 日以降に指名・公告する工事から実施

(対象部局：全部局)

7 建設キャリアアップシステム活用推奨工事の試行について

1 趣旨

「担い手確保と働き方改革」の実現に向けて、技能労働者の確保・育成及び処遇改善を図るため、「建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用」について取組みを拡大する。

2 建設キャリアアップシステム活用推奨工事の試行開始

営繕課が発注する全ての工事において、登録率等の目標基準を設定した「建設キャリアアップシステム活用推奨工事」を受注者希望型として実施する。

(1) 目標基準

目標基準は次のとおりとし、全ての目標基準を達成した場合、工事成績評価において1点の加点を行う。また、全ての目標基準を達成し、かつ平均登録技能者率が70%以上を達成した場合は2点の加点を行う。

指 標	最低基準	目標基準
平均登録事業者率	50%	70%
平均登録技能者率	30%	50%
平均就業履歴蓄積率	20%	30%

平均登録事業者率：計測日における「CCUS登録事業者の数／下請企業の数」の平均値

平均登録技能者率：計測日における「CCUS登録技術者の数／技能者の数」の平均値

平均就業履歴蓄積率：計測日における「カードリーダーへのタッチ等して工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数」の平均値

(2) 未達成項目の報告

目標基準を達成しなかった場合においても工事成績評価の減点を行わないが、最低基準を下回った場合は、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査終了後に発注者に報告する。

3 施行期日

令和4年6月1日以降に指名・公告する工事から実施する。

(対象部局：営繕課)

8 工事成績条件付一般競争入札の改正について

1 趣旨

広島県が発注する建設工事について、工事成績の実績を要件とした「工事成績条件付一般競争入札」を改正し、優良な県内企業の受注機会の確保を図る。

2 内容

工事成績点の改正

建設工事指名業者等選定要綱第4条に規定する県建設工事入札参加資格者名簿における土木一式工事の平均工事成績について、71点以上を72点以上に改正する。

なお、この平均工事成績は、次年度以降、段階的に引き上げることとする。

3 対象工事

広島県発注の請負対象設計金額1,000万円以上5,000万円未満の土木一式工事を対象とする。

4 施行期日

令和4年6月1日以降に公告する工事から実施

(対象部局：農林水産局，土木建築局)

9 優良建設工事等の表彰制度について

1 趣旨

「担い手確保と働き方改革」や「建設産業の生産性向上」の実現に向けて、優良建設工事等の表彰制度について、次のとおり要件項目を変更する。

2 内容

令和5年度表彰の要件項目（下線部が新規追加・改正した箇所）

分野	技術向上	地域維持	持続可能
具体策	ICT の活用等	ボランティア等	週休2日の完全実施, 若手・女性登用等
0.5 点	・表彰対象工事における簡易型 ICT 活用工事の実施	・マイロード・ラブリバー いずれかの登録、実施	・ <u>表彰対象工事における4週6休以上4週8休未満の実施</u> ・表彰対象工事における建設キャリアアップシステムへの登録の活用
1 点	・表彰対象工事における ICT 活用工事の実施（簡易型を除く） ・ <u>表彰対象工事における広島県長寿命化技術活用制度の登録技術の活用</u>	・マイロード・ラブリバー 双方の登録、実施 ・地域維持業務の実施	・表彰対象工事における週休2日の完全実施 ・表彰対象工事における建設キャリアアップシステムの活用 ・ <u>表彰対象工事における工事着手時 40 歳以下の技術者による施工</u>
2 点	・ <u>表彰対象工事における広島県建設分野の革新技術活用制度の登録技術の活用</u>	—	・表彰対象工事における工事着手時 40 歳以下の技術者による施工 ・表彰対象工事における女性技術者による施工

※ 小数第1位以下は切り捨てる（例 87.5 点→87 点）。

3 施行期日

令和4年度に引渡しを受けた建設工事を対象とした令和5年度表彰から適用

（対象部局：全部局）

10 測量・建設コンサルタント等業務に係る総合評価落札方式について

1 趣旨

総合評価落札方式の評価項目を一部改正し、価格と品質で総合的に優れた調達環境の整備を図る。

2 評価項目の改正

○地域貢献の実績

「過去1年間の「広島県公共土木施設災害支援制度」に基づく活動実績の有無」について、制度の廃止に伴い、評価項目から削除する。

3 評価対象期間の変更

(1) 配置予定管理技術者の能力「同種業務分野（部門）の業務成績評定点」における評価対象期間の変更

平成30年7月豪雨災害に伴う緊急対応により、成績評定対象外の業務が多かったことから、引き続き、令和4年度も評価対象期間を1年延長する。

配置予定管理技術者の能力「業務成績評定の平均点」の評価対象期間

指名通知日	R4. 4. 1～R5. 3. 31
評価対象期間	平成28年4月1日 から 指名通知した日の前日まで（ <u>6</u> 年）

(2) 配置予定管理（担当）技術者の能力「継続教育（CPD）の取組み」における評価対象期間の変更

新型コロナウイルス感染症に伴う影響により単位の取得が困難であったことから、評価対象期間を1年延長する。

配置予定管理（担当）技術者の能力「継続教育（CPD）の取組み」の評価対象年度

指名通知日	R4. 4. 1～R5. 3. 31
評価対象期間	平成31年4月1日 から 指名通知した日の前日まで（ <u>3</u> 年）

【参考】企業の能力「業務成績評定の平均点」及び「優良建設コンサルタントの表彰」における評価期間の変更

「業務成績評定の平均点」及び「優良建設コンサルタントの表彰」は、期間を延長しない。

企業の能力「業務成績評定の平均点」の評価対象期間

指名通知日	R4. 4. 1～R5. 3. 31
評価対象期間	平成31年4月1日 から 指名通知した日の前日まで（ <u>3</u> 年）

企業の能力「優良建設コンサルタントの表彰」の表彰年度

指名通知日	R3. 9. 1～R4. 8. 31	R4. 9. 1～R5. 8. 31
評価対象年度	令和元，2，3年度	令和3， <u>4</u> 年度

4 施行期日

2については、令和4年6月1日以降に指名する業務から実施

3については、令和4年4月1日以降に指名する業務から実施

（対象部局：農林水産局，土木建築局（営繕課を除く），商工労働局，企業局）

【参考】

令和5年6月1日以降に指名する業務における改正点（予定）
○CIMモデル業務の評価 過去2年間に実施したCIMモデル業務の実績を評価する。

総合評価落札方式の評価項目改正案（R4.6～）

評 価 項 目	型式					
	技術評価型		実績評価 1 型		実績評価 2 型	
(1) 企業の能力	(9)		(6)～(8)		(7)	
過去 1 0 年間の同種・同規模業務の実績	(2)		◎(2)※3			
過去 3 年間の同種業務分野 3 件の業務成績評定の平均点※4	(4)		(2)		(2)	
地域の精通性（本店所在地）			(1)		(2)	
品質確保体制（実施体制）	(2)		(2)		(2)	
過去 2 年間に当該主たる業務分野で優良建設コンサルタントの表彰に該当※4	(1)		(1)		(1)	
(2) 配置予定管理技術者の能力	(20)		(23)		(17)	
保有する資格	(3)		(4)		(3)	
若手技術者又は 女性技術者の配置					(2)	
手持ち業務予定件数	(3)		(4)		(4)	
過去 3 年間の継続教育(CPD)の取組み	(2)		(3)		(3)	
過去 1 0 年間の同種業務の実績	(6)		(6)			
過去 6 年間の同種業務分野（部門）の業務成績評定点※4	(6)		(6)		(5)	
(3) 配置予定担当技術者の能力	(4)		(7)		(7)	
保有する資格	(2)	(2)※1	(4)	(4)※2	(4)	(4)※2
手持ち業務予定件数	(2)		(4)		(4)	
過去 3 年間の継続教育(CPD)の取組み	(2)		(3)		(3)	
(4) 技術提案	(20)					
実施方針	(10)					
技術提案（1 課題）	(10)					
(5) 地域貢献の実績			(1)		(2)	
過去 1 年間の「広島県公共土木施設災害支援制度」に基づく活動実績の有無			(1)		(2)	
過去 5 年間の災害等に関する業務の受注実績の有無			(1)		(2)	
(6) 指名除外の状況	(-1)		(-1)		(-1)	
過去 1 年間の指名除外措置の有無	(-1)		(-1)		(-1)	
技 術 評 価 点	(53)		(37)～(39)		(33)	
価 格 評 価 点	(40)		(40)		(40)	
評 価 値（技術評価点＋価格評価点）	93		77～79		73	

※1 合計点の上限値は2点とする。

※2 合計点の上限値は4点とする。

※3 ◎は業務の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※4 成績点及び技術者の継続教育の評価対象期間の改正はR4.4.1からとし、表彰の評価対象年度の改正はR4.9.1からとする。

下線部は変更箇所

11 管理技術者の兼務制限の緩和について

1 趣旨

測量・建設コンサルタント等業務について、人材の有効活用を図るため、管理技術者の兼務制限を緩和する。

2 内容

(1) 技術士等の兼務制限について

技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士又は建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士を配置した場合は、当該業務分野の外に10件以上又は業務分野別金額の総額が5億円を超える業務分野の管理技術者を兼務させないこととする。

(2) 管理技術者の配置について

異なる業務分野を複合して発注した業務の場合、引き渡しが完了した業務分野については管理技術者の配置を不要とする。

3 施行期日

令和4年6月1日以降に指名する業務から適用する。

（対象部局：全部局）

12 C I M推進モデル業務の拡大及びC I M活用工事の開始について

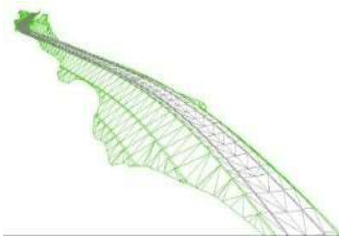
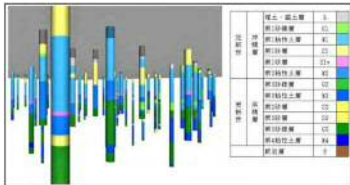
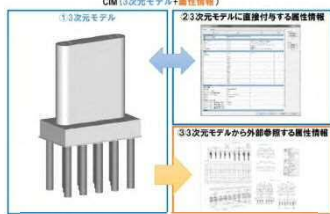
1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向けて、「C I M推進モデル業務」の拡大に取り組むとともに、「C I M活用工事」の取組を開始する。

2 内容

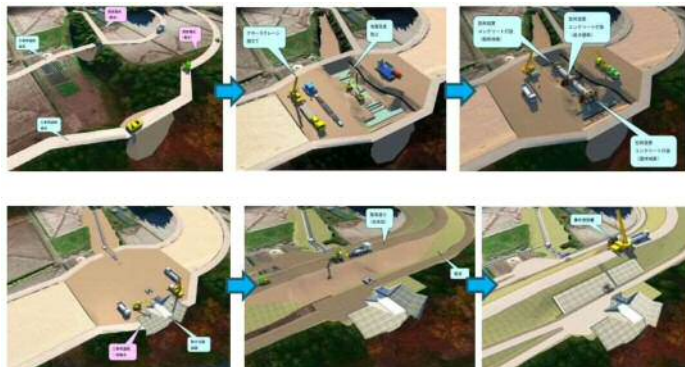
(1) C I M推進モデル業務

- ・「土工の3次元設計業務」について、I C T活用工事（土工）の推進を図るため、概ね500m³以上の土工を取り扱う業務を『発注者指定型』で発注する。
- ・「C I M活用業務」について、令和4年度に発注する橋梁、函渠、砂防堰堤などの主要な土木構造物の設計業務を対象に、設計業務件数の2割の実施を目指す。

C I M推進モデル業務		
① 土工の3次元設計 ・施工段階のI C T活用工事に利用する3次元設計データを、上流工程の設計段階で作成する業務 ・I C T活用工事を実施するために必要となる3次元モデル（スケルトンモデル、サーフェスモデル）を作成  サーフェスモデルの例	② C I M活用業務 ・C I Mを活用して、施工段階、維持管理段階など後工程のために必要なC I Mモデルの作成、C I Mモデルを活用した検討等を実施する業務 ※C I Mモデルとは 対象とする構造物等の形状を3次元で立体的に表現した「3次元モデル」と「属性情報（3次元モデルに付与する部材の名称、形状、寸法、物性、強度、数量等の情報）」、「参照資料（C I Mモデルを補足する従来の2次元図面等の資料）」を組み合わせたもの  地質・土質モデルの例  構造物モデルの例	

(2) C I M活用工事

C I Mモデルを活用した図面照査や施工計画の検討などを行う「C I M活用工事」の取組を開始する。

C I Mの活用事例	
C I M活用工事（施工計画の検討事例） ・仮設備の配置や施工手順、工事の進捗状況等をC I Mモデルを活用し視覚化することで、計画の策定、関係者間での情報の共有を行い、事業推進の効率化・高度化を図る ※C I Mモデルとは 対象とする構造物等の形状を3次元で立体的に表現した「3次元モデル」と「属性情報（3次元モデルに付与する部材の名称、形状、寸法、物性、強度、数量等の情報）」、「参照資料（C I Mモデルを補足する従来の2次元図面等の資料）」を組み合わせたもの	

3 施行期日

令和4年6月1日以降に指名・公告する業務・工事から実施

（対象部局：土木建築局（営繕課を除く））

14 工事費内訳書等の改正について

1 趣旨

広島県が発注する工事等において、「工事費内訳書」等の提出を求めているが、この様式の一部を改正する。

2 内訳書提出対象

県が指名競争入札又は一般競争入札により発注するすべての建設工事，測量・建設コンサルタント等業務

3 内容

(1) 様式 1 工事（業務）費内訳書（表紙）

調査項目を「低入札価格調査制度対象となった場合」及び「重点調査に関する資料提出」に対する回答（可／否）のみとする。

(2) 様式 2 「工事費の内訳」及び下請負人及び見積額

- ・「工事場所」・「建設業許可番号」等の記述欄の削除
- ・総合評価落札方式において技術提案した内容について，技術提案内容を記述する欄を追加。

(3) 様式 3 「労務賃金調書」 変更なし

4 適用期間

令和 4 年 6 月 1 日以降に指名・公告する建設工事，測量・建設コンサルタント等業務に適用する。

工事費内訳書

入札者 商号又は名称

工事名

○下請負人及び見積額の記入を要する場合は、全ての1次下請予定者からの見積書の写しを添付してください。

○低入札価格調査制度対象工事において、調査基準価格未満で入札される場合に回答してください。
(予定価格を事後公表する工事においては、調査基準価格未満の入札となった場合を想定し、回答してください。)
なお、調査基準価格以上で入札される場合は、入札者及び工事名のみ記入し、提出してください。

番号	内容	回答
1	低入札価格調査制度事務取扱要綱の内容を把握したうえで入札しているか	はい／いいえ
2	低入札価格調査制度対象となった場合に受検	する／しない
3	重点調査等に関する資料の提出	する／しない

《注意事項》

○回答に虚偽の記載があった場合は、指名除外とする。

○当該競争入札の開札時に、引渡しを終えていない低価格入札により契約を締結した他の広島県発注工事(平成26年5月31日以前に指名・公告した工事を除く)がある場合には重点調査対象とする。

工事費の内訳

元請負人

下請負人-1

下請負人-2

下請負人-3

工事名

商号又は名称

元請負人

[illegible]

労務賃金調書

会社名	元請負人		下請負人-1		下請負人-2		下請負人-3		下請負人-4		下請負人-5	
	日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)	
職 種	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額
1) 特殊作業員												
2) 普通作業員												
3) 軽作業員												
4) 造園工												
5) 法面工												
6) とび工												
7) 石工												
8) ブロック工												
9) 電工												
10) 鉄筋工												
11) 鉄骨工												
12) 塗装工												
13) 溶接工												
14) 運転手(特殊)												
15) 運転手(一般)												
16) 潜かん工												
17) 潜かん世話役												
18) さく岩工												
19) トンネル特殊工												
20) トンネル作業員												
21) トンネル世話役												
22) 橋りょう特殊工												
23) 橋りょう塗装工												
24) 橋りょう世話役												
25) 土木一般世話役												
26) 高級船員												
27) 普通船員												
28) 潜水士												
29) 潜水連絡員												
30) 潜水送気員												
31) 山林砂防工												
32) 軌道工												
33) 型わく工												
34) 大工												
35) 左官												
36) 配管工												
37) はつり工												
38) 防水工												
39) 板金工												
40) タイル工												
41) サッシ工												
42) 内装工												
43) ガラス工												
44) 建具工												
45) ダクト工												
46) 保温工												
47) 建築ブロック工												
48) 設備機械工												
49) 交通誘導員A												
50) 交通誘導員B												
51) 屋根ふき工												
52) 船団長												
53) 潜水世話役												
54) 船舶製作工												
55) 電気通信技術者												
56) 電気通信技術員												
57) 機械設備製作工標準賃金												
58) 機械設備据付工標準賃金												
59) 点検技術者												
60) 点検技術員												
61) 点検整備工												
62) 運転監視技術員												
63) 機械世話役												
64) 機械工												
65) ケーソング装工												
66) 工場塗装工												
67) 鋼橋製作工												

③勞務賃金調書

15 令和5・6年度の建設工事等の入札参加資格認定に係る主観的事項

1 趣旨

客観数値にあたる経営事項審査の改正や、県の制度終了に伴い、建設工事等の入札参加資格認定に係る主観的事項の改正を行う。

2 令和5・6年度の評価項目（主観数値）

現行（令和3・4年度）		改正案（令和5・6年度）	
評価項目	配点	評価項目	配点
工事の施工実績		工事の施工実績	
県発注工事の工事成績数値		県発注工事の工事成績数値	
優良建設業者表彰	10点～40点	優良建設業者表彰	10点～40点
技術者の継続学習の状況		—	—
土木施工C P D S 学習単位数	2～20点		
建築C P D 学習時間数	2～20点		
造園C P D 学習単位数	2～20点		
品質等の確保		品質等の確保	
エコアクション 21 の認証又はISO14005の取得	7点	エコアクション 21 の認証	3点
建設業労働災害防止協会（労働災害防止）に加入	5点	ISO14005の取得	3点
		建設業労働災害防止協会（労働災害防止）に加入	5点
県の重要施策（※県内業者限定）		県の重要施策（※県内業者限定）	
消防団協力事業所の認定※	5点	消防団協力事業所の認定※	5点
広島県保護観察所による協力雇用主の登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録※	5点	広島県保護観察所による協力雇用主の登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録※	5点
障害者の雇用※	5点	障害者の雇用※	5点
広島県公共土木施設災害支援制度の認定	5点	—	—
働き方改革の取組		働き方改革の取組	
広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録	2点	広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録	5点
広島県働き方改革実践企業認定制度の登録	3点		
広島県アダプト制度の認定（マイロードシステム、ラブリバー制度）	5点	広島県アダプト制度の認定（マイロードシステム、ラブリバー制度）	5点
指名除外等の状況（△減点評価）	△10点（×除外月数）	指名除外等の状況（△減点評価）	△10点（×除外月数）

※県内業者限定（本店又は主たる営業所の所在地が県内）

16 令和5・6年度の測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格認定に係る主観的事項

1 趣旨

県の制度終了に伴い、建設工事等の入札参加資格認定に係る主観的事項の改正を行う。

2 令和5・6年度の評価項目（主観数値）

現行（令和3・4年度）		改正案（令和5・6年度）	
評価項目	配点	評価項目	配点
業務の施工実績		業務の施工実績	
県発注業務の業務成績数値		県発注業務の業務成績数値	
優良建設コンサルタント表彰	5点～20点	優良建設コンサルタント表彰	5点～20点
技術者の継続学習の状況		技術者の継続学習の状況	
建設系CPD学習単位数※1	2～10点	建設系CPD学習単位数※1	2～10点
測量系CPD学習時間数※2	2～10点	測量系CPD学習時間数※2	2～10点
建築系CPD学習単位数※3	2～10点	建築系CPD学習単位数※3	2～10点
品質等の確保		品質等の確保	
I SO9001の取得	5点	I SO9001の取得	5点
県の重要施策（※県内業者限定）		県の重要施策（※県内業者限定）	
消防団協力事業所の認定※	5点	消防団協力事業所の認定※	5点
広島県保護観察所による協力雇用主の登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録※	5点	広島県保護観察所による協力雇用主の登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録※	5点
障害者の雇用※	5点	障害者の雇用※	5点
広島県公共土木施設災害支援制度の認定	5点	—	—
働き方改革の取組		働き方改革の取組	
広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録	2点	広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録	5点
広島県働き方改革実践企業認定制度の登録	3点		
広島県アダプト制度の認定（マイロードシステム、ラブリバー制度）	5点	広島県アダプト制度の認定（マイロードシステム、ラブリバー制度）	5点
指名除外等の状況（△減点評価）	△4点 （×除外月数）	指名除外等の状況（△減点評価）	△4点 （×除外月数）

※1 土木関係建設コンサルタント分野及び地質調査分野に加点 ※2 測量分野に加点

※3 建築関係建設コンサルタント分野に加点 ※県内業者限定（本店又は主たる営業所の所在地が県内）